



Title	西鶴題材小考
Author(s)	前田, 金五郎
Citation	語文. 1952, 7, p. 40-44
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68415
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

西鶴題材小考

前田金五郎

寛文四年正月刊行、以後板を重ねて世に行はれた北条了意作「堪忍記」と西鶴との関係については、夙に山口剛氏が「西鶴名作集」の解説に於て、「日本永代蔵」（貞享五年正月刊）の卷末に「甚忍記」全部八冊の近刊予告が出てをり、これは元祿七年三月遺稿として刊行せられた「西鶴織留」に相当するものであり、「甚忍記」は「堪忍記」なる書名のもちりであつた事を説かれ、野間光辰先生は「西鶴と『堪忍記』——近世小説に關する覚え書（七）（八）」（国語・国文・十二卷十二号十三卷一号連載）に於て、この兩者の關係を「単に題号のもちりにのみとゞまらず」それ以上内容的にたとへば蘇案とか模倣とか、踏襲とか、影響らしい影響のやうなものが別段なかつたのであらうか」と問はれ一歩を進めた御考察を払はれてゐるが惜しいかな未完の儘で筆を絶たれてゐる。今筆者は「堪忍記」に原拠の求められる西鶴の説話を考証し、西鶴の創作方法にさうやかなスポットライトをあてる事にしよう。これも亦西鶴と「堪忍記」との關係の重要な側面をなすものと信ずるから。

「万の文反古」（元祿九年刊）卷五之二「三膳居る旅の面影」に長市良の母が同じ所に密夫をこしらへ、夫の長之進を隠し男に闇打させ、自身は知らぬ顔でわすれがたみの長市良と後家暮しを

してゐたが、密夫は疑心暗鬼を生じて欠落、勢州桑名の「旅籠屋」に立寄かけあいの食を出し給へといひて座敷に通ひ、すこしのうちかり枕、夢もむすばぬうちに、所の名物とて岩花の汁に焼蛤を匂はせ、申／＼と起してお食まいりませといふ時、目を覺して見れば、膳ふたり前居ければ、我一人なるに二膳はすへける一膳とれといへば、最前御兩人御入なされましたが、其おひとりさまはどれへ御ざりましたといふ、是は不思議其ふなる旨つきする時、亭主罷出おまへ様と跡先に今一人成程座敷へ御入なされましたといふ。」その風俗を尋ねると、「我手にかけし長之進が其夜の出立にうたがひなし、扱は我身に付そ其執心はなれずかくあれば何国までものがるゝ所なし、我ゆへ迷惑する人もあるべし、是より生国に立歸り、ありのまゝに命を帰さんとおもひ定め、こたび大和にて此段々を申上すみやかに首うたれし。」姦婦も投身自殺をしたといふのであるが、その挿絵に宿の飯盛が二膳運んでゐる所を画き、題名が「三膳居る旅の面影」であるから、此点が当説話の焦点と思はれるが、これは全く「堪忍記」に依つたものである。即ち同書卷一、の第七「色欲をとゞむべき堪忍」の四「王勤政が女を殺してむくひける事」を見ると、唐の王勤政が隣家の曹可叔の妻と密通妻は夫を毒殺、それがあらはれて、王勤政は科の其身に及ぶを恐れて逃亡、七十里離れた江山県の「旅屋」に宿をかりて立入たり、かくて膳のそなへを二人分もち出たり、王勤政がいほく旅人はたゞ一人なり、二人のそなへはいか成故ぞやといふ、あるじのはいほく、さきに帽子も着ざる人、汝の跡に打つて立入侍へり、さて二人ぞと思ひ侍べりといふ、王勤政聞て大きにおどろき、扱はうたがふ所もなく、われすでに科人なれば冤ぢむくふ鬼つきしたが

ふなり、此上はいづかたににげゆく共さらにたすかるべからずと思ひ、引かへして里にかへり。曹叔をころせし事はかうゝの故也といふて、女房とおなじくがにおちてころされにけり。以下種々教訓の辭を連ねてゐるが、西鶴が此の説話に依つて構文した事は明白である。「冤をむくふ思」の代りに、長之進の風俗を「年の程は三十四五と見えまして、すこし横ふとり給ひ、髪はちぢみて中びくなる貞、然も目の上に出来物の跡ありて立嶋の袷に柿染の羽織めして」と記した所が西鶴の写実の筆の光を放つ箇所であらう。

「西鶴諸国はなし」（貞享二年刊）卷三之七「因果のぬけ穴」に、大河判右衛門は一子判八と同道で、兄判兵衛の敵、寺田弥平次が但馬の山里の親類の家に隠れ住んでゐる事を知り、雨風はけしき闇の夜忍び込む条があるが、「横手の塀を切ぬき、また内なる壁に道つけて広庭にしのび入」つたが弥平次に聞付られ、逃げ出し、「出さずに鍋釜を提て、おもてに捨置、はじめのぬけ道に出るに、老人の自由さは、くどり時隙入処を跡より大勢兩足にとりつき、すこし身のうごきならず、判八立歸りて、親のくびを切、其くびさげて、にげのびけるに、跡にてせんぎさまゝ鍋かまのやうすを見て盗人にはうたがひなしと其通りにすましける。」かくて判八は「親の道」を「我手に掛」た「因果」を歎くのであるが、結局「判八も又、かへり打にあひぬ」で一章終つてゐる。その挿絵は判八が父の首の髻を掴んでぶらさげ刀を肩にかついで逃げ出す姿であり、子が父の首を切るといふショッキングな因果が此の説話の山であらうが、この筋は「堪忍記」卷三「第十三父母につかうる堪忍」之一「孝不孝の評判の事」の条に於ける左の文に依

るものであらう。「又まづしき子其父老たり、親子つれて人の家にぬすみしに行けり、家主しりて追出しにぐるを追事急なり、竹藪の垣をくぐりてにけたるに親ハ足よやく、をくれてかきをくりけるに、うしろよりをひつめて足をとらへて引とむ、其子立もどり、親のくびうちをとし取つてかへりしをバ孝と定めたり、いかなればとらへて引とむ敵の手にわたらば、命ハとてものがるまじきうき目にあひはちをうけむことをかなしみて、かくいたしける事ハ孝有て義にかなへりと評せり。」

その挿絵を『寛文四曆甲辰五月良日』刊記本で見れば、藪の中で追手の一人に片足をとられてゐる父の首を子が大上段にふりかぶつて斬落さんとする場面である。又判右衛門を「老人の自由さはと記し、「鍋かまのやうすを見て、盗人にはうたがひなし」と記した西鶴の筆致には各々明日な根拠があったと指摘しては武斷にならうか。

以上の外、「男色大鑑」卷五之三「思ひの焼付は火打石売」に見える尾張の三木の行状の典拠と思はれるのが、「堪忍記」卷四、商人の堪忍六、鑪子売の事付鑪石売駒千代が事」である事は既に真山青果氏が「西鶴語彙考証第一」で記されてゐるので省略する。

以上の三説話は「堪忍記」に原拠を有する事は明白となつたと思ふが、以下、「西鶴諸国咄」中の二説話につき此の機会に併せて小見を述べて見よう。第一に

「西鶴諸国咄」卷二之四「残る物とて金の鍋、仙人。大和の国生駒にありし事」

は「続齊諧記」（梁吳均著）の「舊籠記」に拠るといはれる。

いま両者を比較対照すれば、「平野の里へ帰る木綿買ひは、鶯

龍記では、「陽羨許彦」となっており、「八十餘りの老人」は、「年十七八」の「書生」に、「美しき手櫛一つ」は「銅簪子」、「十四五の美女」は、「年可十五六」「一女子」、「十五六なる若衆」は「年可二十三四」「男子」にふりかへられてあり、「鷲籠記」の「男子又於口中吐三婦人年可二十」にて戯れた件を除けば、「そのまゝを巧みに譚案したものである」（近藤忠義氏日本古典読本、西鶴二七頁頭註）と断定出来る様であるが、これには一考を要する。其故はこの脚色には又他に一原拠があるからである。「諸国咄」の文末に

「残る物とて鍋一つ。里に帰りて此事を語れば、生馬仙人と云ふ者、毎日住吉より生駒に通ふと申し伝へし、其れなるべし」とある条に關して山口剛氏は、

「生馬仙人の称の如き、もとより生駒の山の附合に過ぎなからう。他の作者の諸国咄型の怪異小説同様に、必ずしもその国、その地に緊密を要とせざるものであった」（怪異小説研究江戸文学研究三〇五頁）

と論ぜられ、近藤忠義氏は、生馬仙人の生馬につき

「生駒山の生駒のもぢりであらう」

と頭註されてゐるが、これは林道春の「本朝神社考」の左の記事によると思はれる。

「生馬仙人。生馬仙人者。撰津国。住吉県人。入河内高安県東山。棲深谷。寛平九年。有斗擲僧明達者。上東山頂。見一菴在谷中。下到其処。菴中有人。顔色似黃栗。披白帽著素衣。明達問誰耶。答曰。我是生馬仙人也。取五瓜。啖達曰。此瓜產于此地。可療飢。達食瓜。其味甚美。達

又問曰。居此為何。生馬仙人答曰。我自入山。未見山脚。只求道耳。達帰伝此事云。」（卷五）

この記事により「諸国咄」の本文に、「昔業平の高安通の息つぎの水と云ふ所まで」或は「冷し物として時ならぬ瓜を出だしぬ」又は「老人は住吉の方へ飛び去りぬ」との行文の依る所が明白であらう。言ふ迄もなくこの「神社考」の記事は、「元亨釈書」卷第十八、神仙五の

「生馬仙者。撰州住吉県人。云々」

を原拠として文辭を少し更へたものであり、又、南方熊楠氏によれば「鷲籠記」は

「事實ではなく、唐の段成式が酉陽雜俎続四に説た通り、仏教から作り替へた者だ。呉の康僧会が訳した旧雜譬喻經上に出土のを雜俎には至つて略して引をる」（説一代女輪講華星江戸生活研究三卷十号三七頁）

と論ぜられる如く、仏典に基くものであった。

結論をいへば西鶴は「鷲籠記」と「本朝神社考」生馬仙人の兩説話を取合せて構文したのであった。尙生駒を「生馬」と宛字する例は「西鶴名残之友」（元禄十二年刊）卷三之一（ママ）実は卷三之三（筆者註）腰ぬけ仙人に

「我も仙術の心見にとて有時身を清め。秋の夜の月曇りなく堺の南北一目に見わたし。二階蔵のやねより住吉のかたに向ひ、観念の眼をふさぎ一代の大願此時なり。心ざす所は生馬山までの飛行ぞと両の手をさしのべて飛ければ」と見え、その行文からすれば腰ぬけ仙人即ち泉州堺の藤井徳庵は生馬仙人たらんとした様である。

同じく「西鶴諸国咄」巻一之六「雲中の腕押し、長生、箱根山熊谷にありし事」に見える「常陸坊海尊」については、矢張「本朝神社考」巻六都良香の条に、

「近頃有_レ人云。奥州有_二残夢者_一。自字曰_二呼白_一。又自称_二秋風道人_一。不僧不俗。風顛狂漢。自曰_二与_レ須_一一休。友善得_二其禪要_一。又時々与_レ人語。以_二元曆文治之事_一。而曰其時義経爲_二何事_一。辨慶爲_二其事_一。誰某作_二此事_一。与_二平氏_一戰_二于某_一。其語始如_二親見之者_一。人怪而詰_二之則曰_一。我忘_二之矣_一。浮屠天海及松雪者遇_二殘夢_一。殘夢好_二杓杞飯_一食_二之_一。海喫困_二之_一。与_レ人語曰。殘夢長生不_レ速事。而服_二杓杞故也_一。人怪_二之曰_一。彼蓋常陸房耶。海聞而喜_二之_一。人送_二杓杞_一海受爲_二菜飯_一餽焉。海之言曰。任意隨時。勿_レ急勿_レ速。緩々慢々是延_二壽命_一。人或信_二之_一。」と記してある。常陸坊海尊が近世初期残夢或は清悦と称した義経の遺臣と共に奥羽地方に出没してゐた事は柳田国男先生が東北文学の研究（雪国の春所収）で詳細に論ぜられた所であるが、「諸国咄」に關しては言及されてゐないので今同論文に引用された一二の典拠により説明して見よう。先づ「清悦物語」（南部叢書第九卷所収）によれば、「奥州衣川の合戦の次第清悦と云し人は高館の御所に籠城せられ、義経の御供申御合戦數万人討死しけれども、清悦と常陸坊此外近習武人以上四人生殘、同清悦は寛永七年の夏迄存命平泉に在_二つて_一、衣川の合戦其他を物語つたといふ。そして清悦が「一日觀_二義経記者_一。曰是妄也。因說_二其事_一。寛永八年或以_二国字_一記_二之_一。名曰_二清悦物語_一。伝_二于世_一。其事与_二東鑑_一義経記鎌倉実記書不_レ合云」とは、仙台藩士小野寺謙が其著「東藩野乘」巻之下清悦翁伝に記す所であるが「清悦物語」に「今時辨慶を絵に書に色黒く山伏の

様に書事偽也、色は白く詭人の体也」とあるのは、「諸国咄」の「すぎにし弁慶は、色黒くせいたかく、絵にさへおそろしく、見ゆると尋ければ、それは大きに逢ふた、またなき美僧とかたる」の典拠と思はれる。又同書に常陸坊の動靜につき、「清悦答て云く、常陸坊は未息炎にて泉北に在と語といへども、不証拠なれば如何あらんと疑ふ。然るに常陸坊泉北にて死去其証拠には、義経の御手跡御判にて常陸坊に被_レ下を小き箱に入上を竹の皮にて包尽夜無_二油断_一頸に頸申候。死去の時其箱宿に置候を明て見れば義経公の御判常陸坊へと有に依て常陸坊とは知申也、清悦死去も常陸坊死去も寛永七年と云々」とあるが、「江戸三吟」（延宝六年刊）に「古入道は失にけり露（桃）青、海尊や近いころ迄山の秋（信）草、さる柴人が言の葉の色（信）徳」

なる附合があり、寛永以後迄も出没してゐたと見做される。海尊生存説は「義経記」巻八之五、衣川合戦の事に、「常陸坊を初めてして、殘十一人の者共、今朝より近き辺の山寺を拜みに出でけるが、其儘帰らずして失せにけり」と記す衣川館で討死しなかつた敘述に端を発し、当時奥羽地方で伝承せられてゐたのであるが、「西鶴は寛文の初年頃に一度奥州に旅行したことがあり、殊に松島にはかなり長い間滞在してゐたものと信」（真山青果氏西鶴語彙考証第一、一八七頁）じられるから、その時にでも土地の人から聴いたか、或は寛永八年に本の形となつた「清悦物語」（東藩野乗による）を手にしたのではなからうか。そして此の伝承と「義経記」、幸若「とかし」「含狀」「笈さがし」等の義経關係の曲等によつて想を構へ、俳諧的レトリックで文を行ったのが、「雲中の腕押し」の一篇であつたと断しても宜さうである。

「今西鶴研究の最先端は既に放縱な議論をやめて、かつての好事的なそれとは違った学問的資料捜査整理と註釈操作に沈潜し初めて居る。西鶴が採った組材の探査も亦にうした傾向の一翼として、従来博識家により、より／＼指摘されては来ったが組織的に行はれねばならぬ。それに基いて彼の創作技術や創作精神引いては浮世草紙大きく近代小説の発生に關しての論議が改めて本當に確立されるであらう」と中村幸彦氏が喝破せられたのは、「上方」西鶴二百五十回忌記念号（昭和十七年七月号）所載「西鶴の組材」なる論稿に於てであつたが、爾來滿十箇年経過したけれども、野間先生の「本朝桜陰比事考証」西鶴新攷所収の外には西鶴学界のこの研究分野に餘り華々しい業績は見当らない様である。本稿が、「西鶴小説研究の緊要事」（中村氏同上論文）たる組材の探究にささやかな寄与ともならば幸甚である。

（一九五二・一・一四成稿於泉南岸和田）

—大阪府立和泉高校教官—